

司法書士

---

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト  
第1回 民法総則  
解答

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 230325

SL23032

## 解答

- ① × 平19-6-エ
- ② × 平15-4-イ
- ③ ○ 平29-4-ア
- ④ × 平27-5-イ
- ⑤ ○ 平27-5-ウ改題
  
- ⑥ ○ 平27-4-ア
- ⑦ × 平18-4-3改題
- ⑧ × 平30-5-才改題
- ⑨ × 平22-5-ア改題
- ⑩ × 平5-4-2
  
- ⑪ × 平4-2-イ
- ⑫ ○ 平19-5-才改題
- ⑬ × 平9-3-1改題
- ⑭ ○ 平9-3-3改題
- ⑮ × 平23-6-ア
  
- ⑯ ○ 平13-3-ア
- ⑰ ○ 平28-5-ウ
- ⑱ ○ 令2-5-イ
- ⑲ × 平20-6-エ
- ⑳ × 平2-16-1
  
- ㉑ ○ 平2-16-4
- ㉒ ○ 平20-7-イ
- ㉓ × 平29-6-ア
- ㉔ × 平21-7-エ
- ㉕ × 平18-7-ア

## 解答・解説集（一部）

<p>①平19-6-エ（平5-8-3，平27-21-ア） 成年被後見人が高価な絵画を購入するには，その成年被後見人の同意を得なければならず，同意を得ずにされた売買契約は取り消すことができる。</p>	<p>解答 × 解説 成年被後見人に同意権はないから，同意の有無にかかわらず，成年被後見人がした法律行為は取り消すことができる。 根拠 9</p>
<p>②平15-4-イ（平25-4-ア，令2-21-ア） 成年被後見人がした行為は，日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても，取り消すことができる。</p>	<p>解答 × 解説 日用品の購入その他日常生活に関する行為は，取消できない。 根拠 9但書</p>
<p>③平29-4-ア（平23-4-オ） 成年被後見人Aが成年被後見人Bの同意を得ないで不動産を購入した場合において，その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず，Bがその期間内に確答を発しないときは，その売買契約を追認したものとみなされる。</p>	<p>解答 ○ 解説 追認するかどうかを催告した場合において，確答を発しないときは，その行為を追認したものとみなされる。 根拠 20Ⅱ・I</p>
<p>④平27-5-イ（平19-7-ウ，平15-5-2）改題 AがBと通謀して，A所有の甲建物をBに売り渡す仮装の売買契約を締結した後，Cが当該仮装売買の事実を知った上で，Bから甲建物を譲り受け，更にDがA・B間の仮装売買の事実を知らずに，Cから甲建物を譲り受けた場合，Aは，Dに対し，A・B間の売買契約が無効であることを主張することができる。</p>	<p>正誤 × 解説 94条2項の直接の第三者が悪意であっても，転得者が善意であるときは保護される。 根拠 最判昭45.7.24</p>
<p>⑤平27-5-ウ（平19-7-エ，平15-5-5）改題 AがBと通謀して，A所有の甲建物をBに売り渡す仮装の売買契約を締結し，Bへの所有権の移転の登記をした後，Bの債権者であるCが，仮装売買の事実を知らずに甲建物を差し押さえた場合，Aは，Cに対し，A・B間の売買契約が無効であることを主張することができない。</p>	<p>正誤 ○ 解説 一般債権者は民法94条2項の「第三者」に当たらないが，差押債権者は，「第三者」に当たる。 根拠 大判大9.7.23 最判昭48.6.28</p>
<p>⑥平27-4-ア（平2-14-ア，平23-4-イ） 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には，その未成年者は，その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に，その取消しの意思表示を取り消すことはできない。</p>	<p>正誤 ○ 解説 制限行為能力者は単独で取消しができ，その取消しの意思表示を行為能力の制限を理由に取り消すことは認められない。 根拠 120 I</p>

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23032